

仕 様 書

1. 工事件名

巖原自動車検査登録事務所 構内舗装改修工事

2. 施工場所

長崎県対馬市巖原町久田645-8

巖原自動車検査登録事務所

3. 履行期限

令和6年12月27日

4. 一般共通事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項や詳細については、「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」（国土交通大臣官房営繕部監修）によることとする。
- (2) 工事の着手・施工・完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は請負者において、遅滞なく行うこと。
- (3) (材料が必要な場合) 材料は新品とし、日本産業規格に適合したものとする。ただし、仮設に使用する材料は新品であることを要しない。なお、材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質の物にすること。
- (4) 工事施工に際しては、施工部分以外の施設・設備等に損傷等を与えないよう十分に注意するものとし、必要となる養生を適切に行うこと。万一他の施設・設備等に損傷等を与えた場合は、請負者の責任において原状回復すること。
- (5) 発生材については、引渡を要するものは指示された場所に整理のうえ監督職員に引き渡す。引渡を要しないものはすべて庁舎外に搬出し、関係法令に従い適切に処理のうえ、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を提出すること。
- (6) 工事現場においては、現場代理人が責任者となって関係法令に従い安全・衛生に関する管理をおこなうこと。また、常に整理整頓をおこなうこと。
- (7) 工事完成に際しては、当該工事に関する部分の後片づけ及び清掃を確実にを行うこと。
- (8) 必要に応じて工事工程写真及び完成写真を撮影し、現像・整理の上、当局へ提出すること。なお、撮影・整理方法等の詳細については、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によることとする。
- (9) その他不明な点があれば監督職員と協議のうえ施工すること。

5. 工事仕様

(1) 別添図面による。

(2) その他特記事項

- ・ 工事時間は9時から17時までとする。やむを得ずその他の時間に作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し承諾を受けること。

6. その他注意事項

(1) 請求及び支払

請求は、当局の指定する検査職員による検査に合格した後、書面をもって行うものとし、受理後速やかに支払うこととする。

なお、当局は適法な請求書を受理した日から起算して支払が40日を超えた場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請負者へ支払うものとする。